



岡本特許 ニュース

岡本特許事務所
〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

[http:// www.okamoto-pat.jp/](http://www.okamoto-pat.jp/)

2017 APRIL / 192号

★ 欧州統一裁判所の創設と英国のEU離脱 ★

EU離脱(Brexit)を選択した英国の国民投票は、「統一特許」(UP: Unitary Patent)及び「統一特許裁判所」(UPC: Unified Patent Court)制度の創設に暗雲を投げかけました(岡本特許ニュース第183号参照)。ところがここに来て、意外なことに、本年末までに新制度が発足しそうな雰囲気なのです。

1. 統一特許と欧州統一裁判所

「統一特許」というのは、全EU加盟国(現時点でスペインとポーランドを除く。以前反対していたイタリアは新制度に同意。)をカバーする単一特許制度です。成立した統一特許は別言語に翻訳する必要性がなく、維持料金の納付も一本化されます。

「統一裁判所」というのは、欧州特許(統一特許及び従来の欧州特許)の有効性や侵害問題について、全加盟国に対して有効な単一の判決を下すことのできる中央裁判所です。実現すれば、現在行われている各加盟国における個別裁判を不要とする画期的な制度です。予定では、統一特許の第1審裁判所の本部(Central Division)はパリに置かれ、その支所はロンドン及びミュンヘンに置かれます。ロンドン支所は医薬を含む化学関連のケースに特化し、ミュンヘン支所は機械関連のケースに特化することとなっています。控訴裁判所はルクセンブルクに置かれます。

2. 発効の可能性

新制度が発効するためには、独仏英3国を含む13カ国が署名批准する必要があります。順調に準備が進んでいたのですが、昨年6月に突然、英国が国民投票でEU離脱を決定しました。それ以来、新制度の創設について悲観的な観測がされていたのですが、驚いたことに、英国政府はEU加盟国であるうちに批准を済ませてしまうつもりだそうです。現時点で仏国を含む12カ国は批准を済ませていますし、英国と独国は本年4月末までには批准するといわれています。そうなれば、上記しましたように、本年末までには統一特許と統一裁判所が実現しそうなのです。

3. 経過措置

統一裁判所が実現すると、サンライズ期間(既得権者のための優待期間)と7年の経過措置期間が設けられることになっています。これらの期間内に特許権者は、統一裁判所を選択せず(opt out)、従来の制度(各加盟国における個別裁判)を選択することができます。選択は個々の欧州特許について可能です。統一裁判にせよ、個別裁判にせよ、いったん開始した後には変更することができません。

4. 問題点

新制度はEU加盟国のみ利用可能ですので、英国が正式にEUを離脱したあとは法的な根拠を失いますが、英国政府としては、EU離脱後も新制度の枠組みに残ることを希望しています。英国は、EU離脱条件を巡る交渉の中で英国の地位を認める特別な取決めを求めるつもりようです。新制度の発足に協力したのだから、その見返りに英国に対して新制度の枠組みに残ることを認めてほしいといっています。まだ、どうなるのかわかりません。注視していきたいと思えます。